

# 新たな福島市行政改革大綱の策定に関する提言

－めざそう“しあわせ感”の向上！協働の深化による行政改革－

平成27年8月27日

## 福島市行政改革推進委員会

委員長	小原治
委員	岩崎由美子
	(委員長職務代理者)
委員	阿部勢津子
委員	齋藤美佐
委員	菅野孝志
委員	深澤秀樹
委員	山川彬
委員	吉川隆一
委員	紺野淳
委員	三浦都



## 目次

はじめに～提言にあたって	-----	1
<b>第1 行政改革大綱 2011 の成果と課題</b>	-----	<b>2</b>
1 行政改革大綱 2011 の取り組みについて	-----	2
2 各基本方針における取り組みの主な成果と課題	-----	2
（1）市民との協働により取り組む行政運営	-----	2
（2）市民目線に立った行政運営	-----	3
（3）簡素で効率的な行政運営	-----	3
（4）健全で効率的な財政運営	-----	4
<b>第2 行政改革の基本的な考え方</b>	-----	<b>5</b>
1 総合計画と新たな行政改革大綱の関係	-----	5
2 行政改革の基本理念について	-----	5
3 行政改革の基本方針について	-----	6
4 推進期間	-----	6
5 議会との関係	-----	6
<b>第3 行政改革の基本的な取り組み事項</b>	-----	<b>7</b>
1 市民との協働により取り組む行政運営	-----	7
（1）基本的な考え方	-----	7
（2）主な取り組み事項	-----	7
2 市民主役の行政運営	-----	8
（1）基本的な考え方	-----	8
（2）主な取り組み事項	-----	8
3 簡素で効率的な行政運営	-----	9
（1）基本的な考え方	-----	9
（2）主な取り組み事項	-----	9
4 健全で効率的な財政運営	-----	10
（1）基本的な考え方	-----	10
（2）主な取り組み事項	-----	10
おわりに～行政改革の推進に向けて	-----	11
福島市行政改革推進委員会（第9期）の経過	-----	12

## はじめに～提言にあたって

福島市を取り巻く社会環境は、人口減少社会の到来と少子高齢化のさらなる進行、地方分権改革の進展などにより刻々と変化しています。そして、平成23年3月に発生した東日本大震災と原発事故により、福島市の状況はこれまでと大きく変わりました。

福島市では、「福島市行政改革大綱 2011」及びその行動計画である「福島市行政改革推進プラン」により、行政評価による事務事業の改善や職員の意識改革のほか、職員数の適正化や補助金の見直しによる財源確保など様々な取り組みを行っておりますが、それらの取り組みにより改革の目標がどの程度達成されたのか検証を行い、震災・原発事故からの復興に向けて、改革の取り組みを継続していく必要があります。

第9期目にあたる本委員会では、福島市を取り巻く厳しい社会環境などを踏まえ、今後の福島市における行政改革のあるべき方向性について協議を重ね、このたび新たな行政改革大綱の策定に関する提言としてまとめました。

本提言では、市民や地域団体など多様な主体と行政とのさらなるコミュニケーションにもとづく「協働の深化」が1つのキーワードになっています。

価値観や行政サービスの多様化が今後ますます進展する中、市民の「しあわせ感」を醸成するためには、多様な主体とのコミュニケーションを十分に図り、市民が主役となった改革を行うことにより、みんなが納得できる行政サービスのしくみづくりが必要となります。

また、震災・原発事故後初の大綱となることから、震災を体験した福島市だからこそできることを積極的に打ち出していくべきです。福島市では震災・原発事故後の困難な状況下、多様な考え方や生き方を尊重し認め合いながら前進的に乗り越えようとする市民レベルの動きが多くみられ、支え合うことの大切さを実感しました。だからこそ、新たな行政改革大綱では「削る」ことありきの行政改革ではなく、ダイバーシティ（多様性）の尊重や支え合いを通して自分の存在意義や生きがいを実感できるコミュニティの形成、そして市民一人ひとりの人生の質の向上への支援等に重点を置いた改革が望まれます。

そして、今まさに5年後、10年後の福島市に待ち構えている状況を見据え、現在そして将来「必要なことは何か」「我々は何を欲しているのか」を確認し、「何のための行政改革なのか」「誰のための大綱なのか」を考えながら改革に取り組む必要があります。

本提言により、持続可能な社会形成に向けて、福島市民一人ひとりが希望を描けるような「明るい行政改革」になることを願います。

# 第1 行政改革大綱 2011 の成果と課題

## 1 行政改革大綱 2011 の取り組みについて

現在、福島市の行政改革は、行政改革大綱 2011（推進期間：平成 23 年度～平成 27 年度）及びその行動計画である行政改革推進プランにより進められております。

同プランは、行政改革大綱 2011 の基本方針である「市民との協働により取り組む行政運営」「市民目線に立った行政運営」「簡素で効率的な行政運営」「健全で効率的な財政運営」の 4 つの方針に基づき、49 件の取組事項を体系的に整理しており、その内容については P D C A サイクルに基づき見直しを行うとともに毎年公表しております。なお、本委員会は同プランの進行管理も担ってきました。

## 2 各基本方針における取り組みの主な成果と課題

各基本方針における取り組みの主な成果については以下のとおり確認したところであり、課題はあるものの、一定の成果を挙げていると評価できるものであります。

今後も、行政改革大綱 2011 における取り組みの課題を整理したうえで、引き続き改革を推進する必要があります。

### （1）市民との協働により取り組む行政運営

- ① SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した市政情報の発信や放射線対策ニュースの発行により、市民と行政情報の共有を図りました。
- ② 自発的に社会活動を行う市民活動団体に対し資金面で支援をすることにより、市民活動の活性化を図りました。
- ③ 各種業務の委託により、民間のノウハウが業務に活かされ、業務の効率化とともに、行政サービスの質の向上につながりました。

なお、これまでの協働の取り組みは、行政側からの一方的なものが多いように感じることから、より市民が主役となるような、市民の姿が見える協働の取り組みにする必要があります。

## (2) 市民目線に立った行政運営

- ①市民の生命や身体、財産への被害の防止・抑制等を目的とした新たな危機事象に関する対応方針を策定し、市民に信頼される市政運営を図りました。
- ②政策推進部の新設、放射線対策にかかる課の新設・再編、中核市移行準備室の新設などを行い、震災からの復興や新たな課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構の構築を図りました。
- ③職員を対象に接遇マナーやおもてなし実践研修を行うことにより、サービス業としての意識の醸成を図りました。
- ④図書貸出予約システムや公園台帳システム等の導入により、市民の利便性向上や事務効率の向上を図りました。

なお、今後もどのように市民の意見を把握し、行政サービスにつなげるのかが課題です。

## (3) 簡素で効率的な行政運営

- ①行政評価のしくみ構築の基本方針を策定し行政評価を本格実施することにより、事務事業の改善や職員の改善意識の向上を図りました。
- ②市税や国民健康保険税等をコンビニエンスストアやゆうちょ銀行で納付できるシステムを構築し、市民の利便性向上を図りました。
- ③定員及び給与にかかる人事行政の運営状況等を公表することにより透明性の確保を図りました。
- ④福島地方土地開発公社の経営健全化計画に基づき先行取得依頼用地の買戻しを進め、経営改善を図りました。

なお、行政のムダを省くために、職員の知恵がどのような所に活かされ、何がどのように改善されたのかが今後も重要な課題です。

#### (4) 健全で効率的な財政運営

- ①未利用財産の売り払いや補助金の整理合理化等を推進することにより、財源確保を図りました。
- ②市ホームページのバナー広告掲載を開始し、さらなる財源の確保を図りました。

なお、どのようなねらいで税収を増やそうとしたのか、あるいは経費を減らそうとしたのか、健全化の改革は上手くいっているのか等について検証し、より総合的にマクロの視点で見ることが今後も重要な課題です。

## 第2 行政改革の基本的な考え方

### 1 総合計画と新たな行政改革大綱の関係

行政改革大綱 2011 では、「総合計画における将来都市像の実現に向けた施策や事業について、協働の視点を取り入れながら、簡素で効率的に達成するために取り組む改革の指針」として大綱が位置づけられております。

総合計画基本構想は、目指すべき将来都市像や施策の方向性などを示すものとして、平成23年度から平成32年度の10年間を計画期間として策定されたものでありますが、新たな行政改革大綱においても、総合計画の実現に向けて引き続き取り組むべきものと考えます。

なお、福島市の総合計画と行政改革大綱の関係を例えて言えば、総合計画は「船」であり、その計画を実行するにあたり、船の推進力をアップし計画を効率的に実現するとともに、より良い方向へ導くのが行政改革大綱であると考えます。

### 2 行政改革の基本理念について

行政改革大綱 2011 では、『市民の「しあわせ」のための協働による行政改革』を基本理念として改革を進めてきました。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災及び原発事故により、福島市の状況はそれまでと一変し、除染やモニタリングなどの放射線対策が福島市の最重要課題となりました。この震災・原発事故からの再生と復興に取り組んでいくためには、新たな発想と理念に基づく行政改革の方向性を、福島市から積極的にアピールしていくことが重要ではないかと考えます。

そこで、新たな行政改革大綱では、地方自治法で定められている「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを基本としながら、行政が主導となったこれまでの協働の取り組みをさらに深化させ、市民や民間事業者、地域団体、NPO法人などの多様な担い手が主体となり、相互にコミュニケーションを図りながら行政と一緒に改革を進めていくべきであることから、行政改革の基本理念を以下のように提案いたします。

めざそう “しあわせ感” の向上！協働の深化による行政改革



### 3 行政改革の基本方針について

複雑化・細分化する福島市の課題に沿ったわかりやすい行政改革大綱により大胆な改革の実践を目指していくため、基本理念を踏まえ、以下の4つの項目を基本方針として設定すべきと考えます。

- 1 市民との協働により取り組む行政運営
- 2 市民主役の行政運営
- 3 簡素で効率的な行政運営
- 4 健全で効率的な財政運営

### 4 推進期間

新たな行政改革大綱の推進期間は、総合計画との整合性を図るため、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とすることが望ましいと考えます。

### 5 議会との関係

議会は、地方自治制度のうえで、行政サービスが常に市民にとって最適になっているかの監視（モニタリング）と評価を行い、市民にその結果をわかりやすく報告する役割を持っています。

行政改革大綱2011においては、行政評価結果の議会への報告など、議会に対し説明責任を果たしてきたところではありますが、今後も議会に対する十分な説明責任を果たすことが求められることから、本市の行政改革について理解を得るとともに、議会がこれらの監視や評価を行いやすいよう、引き続き行政運営に関する情報を積極的に提供しコミュニケーションを図ることが重要です。

## 第3 行政改革の基本的な取り組み事項

### 1 市民との協働により取り組む行政運営

#### (1) 基本的な考え方

福島市では、行政情報の積極的な提供をはじめ、まちづくりを行う市民活動団体への支援や民間委託の推進などにより、市民との協働を推進してきました。

しかし、これまでの協働の取り組みは、行政から市民に対し協働を促すものが多いことから、今後は、多様な担い手が互いに連携しながら行政サービスに主体的に関わることにより、行政の効率化とサービスの質の向上を図ることが重要であると考えます。

#### (2) 主な取り組み事項

##### ①行政情報の「ていねい」な発信

市民の多様な考え方や生き方に応じ、行政情報はこれまで以上に、より「ていねい」な発信に心がけ、市民と「行政情報の共有化」を図っていくことが必要です。

##### ②協働の担い手の発掘、連携

情報や人、物の流れの広域化を背景とした価値観の多様化や行政サービスの多様化等に対応しながら効率的な行政運営を推進するためには、協働の新たな担い手を発掘するとともに、行政と新たな担い手が互いの役割と責任を認識しながら取り組む必要があります。また、協働を進めるにあたっては、協働の担い手が連携しながら主体的に関わり、行政はそのコーディネーター役として参画するといった視点も必要であると考えます。

## 2 市民主役の行政運営

### (1) 基本的な考え方

市民と行政が接する「現場」は、市民とのコミュニケーションの場であり、市民との信頼を醸成する場でもあることから、市民の立場に立った行政運営を推進するためには、「現場」に携わる職員の育成や市民との対話による信頼の醸成が必要であると考えます。

なお、改革の取り組みにあたっては、どのように市民の意見を把握し行政サービスにつなげるかが重要であると考えます。

### (2) 主な取り組み事項

#### ① 支所機能の強化

支所は地域づくりの中心的位置づけであることから、これまで支所が担ってきた役割に加え、市民の「居場所」や「活躍の場」をつくり、市民活動を盛り上げる役割を担うことで、市民の「しあわせ感」や「地域づくり」の意識醸成につながると考えます。

また、支所の取り組みが本庁や市全体にフィードバックできる体制づくりもより一層強化すべきです。

#### ② 職員の質の向上と改善意識の醸成

市民主役の行政運営を推進するためには、リーダーシップの育成や横断的連携のコミュニケーション能力向上のための職員研修の充実など、「職員の質の向上」に向けた取り組みが必要です。また、職員の「仕事への誇り」と「改善しようとする前向きな気持ち」のさらなる醸成も必要と考えます。

#### ③ 市民の意見を取り入れるしくみの構築

パブリック・コメントの進め方の見直しやタウンミーティングの開催など、市民との対話ができる新たなしくみの構築を検討すべきです。

### 3 簡素で効率的な行政運営

#### (1) 基本的な考え方

地方はそれぞれの特性に応じた行政運営の実践と、多様な都市間連携が求められています。

目まぐるしく変化する社会経済環境の変化や、市民ニーズの多様化などに的確に対応していくためには、市民からの信頼を十分に確保のうえ、理解と協力を得ながら、選択と集中の観点により事務事業全般について継続的に見直しを行う必要があります。限られた行政資源の下でムダを省くため職員の知恵はどのようなところに活かされ、具体的に何がどのように改善されたのかが重要であると考えます。

#### (2) 主な取り組み事項

##### ①行政評価の見直し・改善

福島市では、総合計画の実現に向け、平成25年3月に「行政評価のしくみ構築の基本方針」を策定し平成25年度から行政評価を開始しました。評価は、担当課による自己評価のほか、市民目線での外部評価も行い、事務事業の改善や職員の意識改革につなげています。

今後は、行政評価の検証を行うとともに基本方針の見直しを行い、行政評価のしくみをより良いものにしていく必要があります。

##### ②定員管理・給与の適正化

効率的な行政運営とともに経営的な視点から、事務事業の見直しに見合った適正な職員配置や、国・県及び他都市の状況を踏まえた給与、各種手当の見直しなど、行政内部の努力を引き続き行うとともに、積極的な情報公開により、今後も市民から理解を得られる人事・給与制度を維持することが必要です。

##### ③出資法人の経営改善

市が出資している法人については、その法人に対する出資比率や財政援助の内容に応じて、必要な助言、指導及び調査を行うとともに、法人が自らの責任で経営するという意識を醸成することが重要です。

## 4 健全で効率的な財政運営

### (1) 基本的な考え方

行政資源を有効に活用し、安定した行財政運営を行うためには、健全な財政基盤の確立が不可欠であることから、事業の必要性和効果の検証を行うとともに適切に見直し、財政の効率化を図ることが重要であると考えます。

また、財政運営の推進にあたっては、増収を増やして健全化しようとするのか、経費を減らして健全化しようとするのか、マクロな視点でのバランスのとれた取り組みが必要です。

### (2) 主な取り組み事項

#### ①財務書類の積極的な活用

地方公共団体における財務マネジメント強化のため、平成 29 年度末までに、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による財務書類の整備を進めるとともに、積極的な活用方策について検討することが必要です。

#### ②収入の確保、支出の見直し

収入面については、公平な課税と受益者負担の適正化を図るため、市税等の賦課徴収の徹底に努めるとともに、財政事情を市民によく説明したうえで、受益者負担を含めた新たな自主財源の確保に向けた取り組みについて検討すべきです。

支出面については、徹底した経費の削減を図り、限られた財源の効果的な活用に努め、行政のムダをなくす取り組みが必要です。

補助金については、その効果を高めるため、制度創設時の社会的背景と現状との比較分析などにより、行政の責任範囲や公益経費負担の是非、目的達成の状況、内容や規模の妥当性、補助の必要性について、合理的に精査することが重要です。また、コスト削減の視点のみではなく、補助の意義や効果などを十分に踏まえて、廃止、統合、補助基準の見直しなどについて検討する必要があります。

### ③公共施設のマネジメント

今後、多くの公共施設において老朽化による修繕等にかかる費用の増大が予想されます。インフラの崩壊や財政破綻を防止するため、公共施設の整備にあたっては、既存施設をいかに長寿命化するか総合的に検討するしくみが必要です。

## おわりに～行政改革の推進に向けて

行政改革というどうしてもマイナスのイメージで、「すべて駄目」とか「削れ」というイメージに捉えられがちですが、本来、行政改革というのは前向きなチャレンジを必要とするものであり、常に改善を伴いながら、課題を解決するものでなければなりません。そして、それらが実行され達成された結果が「市民のしあわせと効率的な行政」に結びつくと思われなければなりません。

本提言は、こうしたことを踏まえ、市民が行政改革に何を求めているのか、行政改革は市民に何をもたらすのかを考えた、委員の熱い思いがこもったものです。

「経済再生」や「震災・原発事故からの復興」「地方創生」に社会の注目が集まっている現在、福島市にとってまさにチャンス、チャレンジ、そしてチェンジの時であり、「さらなる改革」をスタートさせる時であります。

この提言の趣旨を十分に尊重し、「新たな行政改革大綱」においては、市民目線での今後の行政改革の基本的な方針や行動指針が定められることを期待します。

## 福島市行政改革推進委員会（第9期）の経過

開催経過		主な議題等	備考
平成 26 年度	第1回 (26.5.16)	1)福島市の行政改革の取り組みについて 2)平成26年度行政評価の実施について 3)福島市行政改革推進プラン～平成25年度までの実績及び平成27年度までの取り組み(案)～について	委嘱状 交付
	第2回 (26.11.21)	1)行政評価(平成25年度事業の事後評価)の実施結果について 2)次期行政改革大綱に向けたスケジュール(案)	
	第3回 (27.2.18)	1)本市を取り巻く社会環境と行政改革の課題について 2)新しい福島市行政改革大綱の策定について	
平成 27 年度	第1回 (27.4.14)	1)新しい福島市行政改革大綱の考え方について 2)行政改革に関する意見等調査の結果について	
	第2回 (27.4.27)	1)平成27年度行政評価の実施について 2)新たな福島市行政改革大綱の策定に関する提言(素案)について	
	第3回 (27.5.14)	1)平成27年度行政評価の実施について 2)行政改革推進プラン～平成26年度までの実績及び平成27年度の取り組み(案)～について 3)新たな福島市行政改革大綱の策定に関する提言(素案)について	
	第4回 (27.6.22)	1)新たな福島市行政改革大綱の策定に関する提言(案)について①	
	第5回 (27.7.23)	1)新たな福島市行政改革大綱の策定に関する提言(案)について②	
	第6回 (27.8.7)	1)新たな福島市行政改革大綱の策定に関する提言(案)について③	